

議長（滝内久生君） 質問順位 1 番、1 つ、適正な受益者負担の再構築による行財政改革について、2 つ、教育環境の充実等、若い世代の住みたいまちづくりについて。

以上 2 件について、2 番 中村 敦君。

〔 2 番 中村 敦君登壇 〕

2 番（中村 敦君） 明政会、中村 敦、議長通告に従い、順次趣旨質問させていただきます。

まず最初に、適正な受益者負担の再構築による行財政改革についてです。

2021年、下田市は1971年（昭和46年）の市制施行から50周年を迎えました。昭和、平成から令和へと進む中、当市は様々な社会環境の変化を経て今に至っております。その変化を大別すると3つあると思われまます。

1 つは人口です。1975年（昭和50年）3万1,700人をピークに、2021年10月1日現在では2万571人で3分の2以下にまで減少しております。

2 つ目は市内産業構造です。県の資料によれば、1970年（昭和45年）では1次産業就業者数は28.6%、2次産業17%、3次産業54.4%だったのが、平成27年には3次産業が80.3%に増え、逆に1次産業は5.4%へと激減しております。

3 つ目は家を守る考え方です。かつては長男は家の跡継ぎとして地域に残り、次男、三男は都会に働き場を求めるのが一般的でした。これら変化の大きな要因の1つが1950年代から始まる高度成長にあると考えます。さきの資料によれば、下田財務事務所の1972年（昭和47年）の県税額は、1961年（昭和36年）に比して11年間で926.7%という異常とも言える伸び率を示しておりました。参考までに、熱海財務事務所では同比334.0%、静岡財務事務所でも同比496.6%です。豊かさの獲得により日本人の余暇の過ごし方も変わり、夏は海水浴場へ、冬はスキー場へと、いわゆるレジャーが盛んになった時代では、当市の海水浴場にも人が押し寄せ、昭和50年代には150万人を超え、一夏働けば一年暮らせると言われたほどです。この状況から手っ取り早く稼げるとされた民宿業がはやりますが、同時に1次産業は衰退していきました。

このような社会環境の変化の中で、行政はどのように変わったのでしょうか。税収の増を前提とした市民サービスが今なお続いているのではないのでしょうか。行政においては受益者負担の原則という考えが重要です。受益者負担とは、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるものであり、受益者と非受益者の公費負担の公平性・公正性を確保することが目的であり、使用料や手数料、負担金などがこれに当たります。そしてこれは税外収入

として貴重な自主財源となるものであります。しかし、この原則が高度経済成長期の異常な  
税収増によって狂わされて、そのまま現在に至ってはいないでしょうか。

令和3年3月策定の第5次下田市総合計画で、まちの将来像を「時代の流れを力に つな  
がる下田 新しい未来」、本市に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を総合的に展  
開することで、人口減少の改善に努めるとございます。令和3年3月は同時に第7次下田市  
行財政改革大綱と実施計画が策定され、社会保障関連経費等の増加によるさらなる財政の硬  
直化の懸念、将来負担比率の悪化の懸念、財政力指数は0.5前後で推移しており、地方交付  
税へ依存する状況が続き、この是正にはふるさと納税制度の活用等、自主財源を増やす取組  
が不可欠と書いてあります。同実施計画には、施設使用料の適正化として、受益者負担の適  
正化や公平性の確保、公共料金等の見直しとして、令和3年度スケジュールでは、ごみ持込  
み手数料改定・公共料金等審議会の開催、あるいは下水道接続率向上期間などが計画されて  
おります。

そこで、これからの行財政について受益者負担の原則の下、広く当局の姿勢を問うもので  
す。ここで質問です。

ごみ処理においては処理費と受益者負担のバランスは現在どのようであり、それは適正で  
ありますか。

2つ、生活ごみと事業系ごみの処理費では、一般市民と事業者の負担水準と、その差はど  
のようになっているのでしょうか。また、事業者の適正な負担水準というのはどの程度とお  
考えでしょうか。

3つ、事業系ごみの持込み手数料改定とございましたが、その方針はいかがなものでしょ  
うか。

続きます。夏期対策事業において、かつては地元区、つまりは地元区民、これを主とする  
各支部が最大の受益者であったと言えます。海水浴場を開設することにより集客し、多くの  
民宿・旅館など宿泊業をトップにし、漁業者も駐車場も、売店など、あらゆる業者に経済効  
果が及びました。今、民宿も漁業者も激減し、多くがサラリーマン家庭となっており、地元  
区が受益者ではなくなりました。現に今年度は夏期対原田支部から原田区が事実上撤退し、  
今後この動きが他支部にも波及することも視野に、当局は準備しなくてはならないのではな  
いでしょうか。ここで質問です。

今後の海水浴場開設と夏期対策費用の受益者は誰と考えますか。その受益者に負担を課す  
べきと考えますが、その方針はいかがでしょうか。また、今後に向けては県とも協議しなが

ら、新たな受益者団体を組織し、夏期対に当たらなくてはならないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

下水道事業は一般会計から令和2年度5億5,500万円を繰り入れて維持しているが、これは適正と言えるのでしょうか。下水道接続率71.8%は県平均や国平均と比べてどうなのでしょう。ちなみに伊東市では接続率83.2%、熱海市は88%であり、そもそも下水道法第10条においては、供用開始地区においては、遅滞なく排水設備を設置しなければならないとされており、伊東市や熱海市と下田市では何が違って、なぜ下田市は低いのでしょうか。ここで質問です。

供用地区においては、接続する義務を果たしてもらうことが受益者負担の適正化や公平性の確保につながると考えますが、本市の接続率と改善についてどのようにお考えでしょうか。

また、行財政改革実施計画には、令和3年度は下水道接続率向上期間とありましたが、具体的なその取組方法と成果はいかほどでしょうか。

2つ目です。教育環境の充実等、若い世代の住みたいまちづくりについてです。

なぜ行財政改革が必要だと訴えるのか。市政として少子化・人口減対策が最重要であるにもかかわらず、例えば学校教育費が足りていないのではないのでしょうか。若い世代の定住・移住の促進には、教育環境の充実は言うまでもございません。財政がもし健全であれば、義務教育の給食費無料化まで踏み込みたいところであり、人口を増やすということは正直難しいと考えております。なぜなら、お亡くなりになる高齢者が出生数をはるかに上回っているからです。しかし、施策によって移住・定住の促進により若い世代を増やすこと、子どもを増やすことは可能であると私は考えております。

さきの2021年3月定例会において、私は移住・定住促進について一般質問した際に、平成30年の国土交通省発行「『農地付き空き家』の手引き」を取り上げました。それによれば、内閣府による平成26年「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」において、約4割の人が移住を希望する旨の意向が示されております。また、NPO法人ふるさと回帰支援センターへの相談件数は、平成26年から平成28年にかけて倍増しており、特に20歳代から30歳代の相談件数の増加が顕著だという傾向がございました。そこへコロナ禍によるさらなる価値観の多様化とリモートワークも追い風となり、地方への移住傾向は疑う余地がございません。この流れをしっかりと受け止めなければ、移住獲得競争においては勝ち組にはなれないと私は申しました。受け止めるとは、多様な選択肢を提供すること、そして若者に住みよい移住したくなるまちであり、若い世代においては子育て環境と教育環境が重要であることは言うま

でもございません。

しかし、現状はどうなのでしょう。各小学校を主にハード面において調査したところ、主要な設備だけで、これだけの修繕要望がございました。例えば、校舎や体育館の雨漏り、これは稲梓小、稲生沢小、白浜小、下田小、大賀茂小、朝日小、つまり浜崎小以外の6校全てにおいて、体育館や校舎で雨漏りしているのだと。あるいは、校庭の遊具の不具合、あるいは使用禁止、これは稲梓小、稲生沢小、浜崎小です。あるいは、網戸が破れている、稲梓小は教室、保健室、職員室、校長室の全ての網戸がぼろぼろであって、開ければたちまち蚊も虫も入ってくるのだと。稲生沢小も体育館の網戸が見るも無残な姿です。白浜小と大賀茂小には校庭にスプリンクラーがございしますが、両方とも壊れております。あるいは、大賀茂小には校庭に向かって校舎にかかる大時計がございまして、生徒たちはこれを見ながら時間の管理をするわけですが、停電をすると狂います。自動復旧しないんです。

また、この雨漏りによって、壁や天井、床、階段などの腐食が非常に進んでおります。そのほかにも黒板が古くなりすぎて、まともに黒板消しで消しても消えないんだとか、保健室のじゅうたんがぼろぼろで、その上からマットを敷き、養生している。あるいは石がむき出しの運動場で危険である。理科室なのに換気扇が動かない。電話回線が複数あるのに、代表回線を使っていると、外からかけると話し中になってしまうので、登下校の時間には度々クレームが起こる。あるいはコンセントが足りない。あるいは職員、男子トイレはいまだに和式のみであるなどなど、現場からは悲鳴のようなたくさんの要望が上がっております。

しかし、それに対して、小学校校舎等の修繕に関して、令和3年度当初予算では、小学校のトイレ改修工事450万円のみで、9月補正で修繕費1,036万8,000円の合計でも約1,500万円のみです。令和3年4月策定の下田市教育大綱では「下田に誇りを持ち、未来を切り拓く志をもった人」と掲げております。ここで質問です。

老朽化した校舎なのだから中長期の計画を立て、当初予算からしっかり予算づけすべきなのに、なぜ全く修繕できていないのですか。

また、学校からの要望に対して、来年度に向けての予算づけの方針はいかがなものでしょうか。

また、若い世代の定住・移住を促進しなければならない今、雨漏り等、老朽化した校舎などの教育環境について、どのようにお考えなのでしょう。

以上、趣旨質問とさせていただきます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ただいま中村議員からいただきました御質問のうち、適正な受益者負担の再構築による行財政改革についての中で、ごみの受益者負担の関係につきまして3点ほど御質問いただいているかと思っておりますので、お答えを申し上げます。

まず1点目、ごみ処理における処理費と受益者負担のバランスという点につきまして御質問いただいたかと思っております。こちらにつきまして、ごみ処理に係る経費でございますが、分別区分の細分化、それから処理費用が消費税率の改正等も含めまして高額化しているといった影響を受けまして増加しているような傾向にあります。令和2年度決算における支出額というものが清掃費関係で4億4,830万円であります。ごみの量が8,711トンでありますので、単純に割り返しますと、1トン当たりの処理経費が5万1,464円というふうになっております。

一方、手数料収入ですが5,880万円でありまして、同様に計算しますと、1トン当たり6,751円となります。排出者からは、指定ごみ袋に含まれる収集手数料、清掃センターに直接持ち込む際の持込み手数料を負担していただいておりますけれども、消費税率改定による見直し以外は行っていないため、平成19年度以降、据え置かれたままというような状態でございます。ですので、現在、適正な負担の在り方についての検証を進めて、行っているところでございます。

それから2点目、家庭から出る生活ごみと事業所から出る事業系ごみの処理費における負担水準ということについての御質問であったかと思っております。こちらにつきましてですが、生活系ごみ、それから事業系の明確な区分というのが困難なところなんですけれども、便宜的に収集によるごみを生活系、それから直接搬入される持込みの部分を事業系というふうに分類しております。ごみ量の比率としては、年度による多少の増減がありますけれども、ほぼ同じ水準、大体半々ぐらいかと思っておりますが、で推移しております。今後、この一般廃棄物会計基準というものを各自治体導入して、コスト分析や評価等を行うということが今求められるようになってきているため、下田市でも令和元年度の数値で試算を行いましたところ、生活系ごみの負担水準というものが事業系ごみの負担水準を若干上回っているような状況にあるかというような分析をしているところでございます。

それから3点目、事業系ごみの持込みの手数料改定の方針についてでございます。事業系ごみにつきましては、環境省が作成している一般廃棄物処理有料化の手引におきまして、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいというふうにされております。

このため、コスト分析、先ほどの一般廃棄物会計基準等でコスト分析等を行いまして、それを踏まえて適正な負担についての検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは海水浴場の関係についてお答え申し上げます。

御承知のとおり、これまで夏の海水浴場を適正に管理するため、市は公共的団体でございます夏期海岸対策協議会にこれを委託いたしまして、地元がその支部として活動するということが適正な管理を行うとともに、収益活動を行うことで安定した海水浴場の運営がされてまいったところでございますが、それぞれの地域の状況も変化いたしまして、これまでのような管理の方法について見直しをすべき時期に来ているものと考えております。

ただ、地区ごとに状況が異なっておりますので、各地域の皆様と慎重に協議してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） 私からは、適正な受益者負担の再構築による行財政改革について、この中の5番の供用地区においては、接続する義務を果たしてもらうことが受益者負担の適正化や公平性の確保につながると考えるが、本市の接続率の改善についてどう考えているか。それと6番の、行財政改革実施計画に令和3年度は下水道接続率向上期間とあるが、具体的取組方法とその成果見込みはどうかという御質問の2つの御質問を一括して御説明申し上げます。

議員御指摘のとおり、供用地区におきましては、皆様が下水道に接続していただくことが公共下水道事業の設置の目的であり、接続率の向上は重要なものと考えてございます。伊東市の接続率が83.2%、熱海市の接続率が88%のお話でしたが、総務省の公営企業の決算、令和元年度版によりますと、人口規模や下水道供用開始後の経過年数、それから人口密度などから、伊東市と熱海市の団体区分と下田市の区分が違いますので、単純な比較は難しいところでございます。県内の同じ区分の類似団体といたしますと、湖西市、それから菊川市、吉田町との比較になってございます。全国平均では79.7%ですので、やはり下田市は低い数字となっております。

改善のための具体的な取組といたしましては、令和3年、それから4年度を下水道接続向

上期間と定め、助成金の拡充を行い、従来では助成の対象とならなかった方に対しても、一般家庭では7万円、それからホテル等には最大で50万円等の助成を行ってございます。また、下水道指定工事人総会を開催し、助成制度拡充の理解と、それから接続推進のお願いをいたしました。また、例年行っている9月10日の下水道の日のPR活動は、緊急事態宣言中であることから、代替として市民保健課前にて下水道の接続啓発を目的としたパネル展示を行ってございます。また、新聞報道等で御存じと思いますが、東急さんとマックスバリュさんの店舗にて接続の相談ブースの設置、それからパネル展示を行い、接続に対する御理解を深めたところでございます。

この向上活動によりまして、助成金利用件数は現在のところ昨年の3倍以上となりまして、接続向上の効果を実感しており、引き続き活動範囲を広げ、接続率の向上に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 私のほうからは、教育環境の充実と若い世代の住みたいまちづくりという中の、特に若い世代の移住・定住促進の教育環境についての御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

若者定住に向けて、教育の魅力化は重要であります。昨年度に策定しました教育大綱においても、教育の国際化といった内容を盛り込んでおります。50周年記念として今考えておるのは、グローバルシティ宣言を行うというふうに予定をしております。今後、積極的に各種の教育施策を展開することと考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、校舎の修繕に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、老朽化した校舎について中長期の計画を立て、当初予算からしっかり予算づけすべきなのに、なぜ修繕できていないのかという御質問でございます。

学校施設の大規模な改修につきましては、教育環境整備5か年計画を策定し、整備を進めてきました。本年度、第10次計画が最終年度であることから、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第11次教育環境整備5か年計画について検討を行っております。学校施設の修繕、維持管理に当たっては、毎年度、学校ヒアリングを実施し、各校の要望を聴取、集約

し、次年度の予算要求を行っております。しかし、限られた予算の中、老朽化等により修繕が必要とされる箇所も増えているため、当初予算におきましては緊急性、安全面を考慮し、優先順位の高いものから先行して対応し、当初予算でできなかった修繕につきましては補正予算で対応している状況でございます。

次に、学校からの要望に対しての来年度予算に向けての方針についての御質問でございますが、来年度当初予算におきましては、これまでと同様に緊急性、安全面等を考慮し、優先順位の高いものから先行して対応していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 以降、一問一答とさせていただいてよろしいでしょうか。

議長（滝内久生君） はい。

2番（中村 敦君） まず、ごみ処理の適正な受益者負担という部分について再質問していきます。

環境対策課長の説明では、生活ごみの収集手数料が、事業系ごみの処理費よりも、持込み手数料よりも上回っていると。つまり言い換えれば、事業系ごみを処理するために市民の税金を余計に使っているということになるかと思えます。しかし、課長も説明ありましたとおり、廃棄法第3条、事業者の責務、環境省作成の一般廃棄物処理有料化の手引に、市町村において処理する場合でも廃棄物の処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいと、こうされております。そこに照らすと、今の課長の説明は非常に不公平感があるのではないのでしょうか。より多くのごみを排出する事業者のために一般市民の税金が投入されていると。このようなことでは、今後進めるべく資源化や減量化にも支障を来すのではないのでしょうか。なぜなら、生活ごみの分別を進めても、事業者にもそれを義務化できるのでしょうか。もしできなければ、ますますこの生活ごみと事業系ごみの量の差が広がり、市民の負担比率が増え、そうなると資源化や減量化に協力し、努力する市民が全く報われないということになるかと思えます。

改めて聞きます。収集される生活ごみの中にも、事業系ごみを実際には混在してる状況があると思えます。では、指定ごみ袋も一般家庭用と事業系とで色を分けて、金額も分けて、別で作成するというのはいかがでしょうか。また、持込みごみでも生活ごみと事業系ごみがあると思えます。せめて受付窓口でこれを確認するなどして、料金体系を変えるということも可能ではないかと思えますがいかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 初めに、生活ごみと事業系ごみ、若干、生活ごみのほうが負担として、今ちょっと上回っているような状況ではないかという分析をしているところです。事業系のごみというのが事業者が排出するものについては、廃棄物処理法の中で基本的に産業廃棄物というのが大半でございます。原則論で言えば、事業所が事業活動に伴って排出されるプラスチックというのは、本当は基本的には産業廃棄物という整理になるので、これが清掃センターに運ばれるということは本当では本来はないわけなんですけれども、例えばペットボトルとかであれば、これは従業員が飲んだペットボトルは一般廃棄物として出してもいいけれども、それ以外の事業に伴ったものは産廃だよと、法的にはそういう整理になるんです。

一般廃棄物として清掃センターに持ち込まれる事業系ごみというのは、多いものとしては紙ごみであるとか、生ごみ等のものが増えてきています。下田市では、例えば旅館とかホテルとかといったところは生ごみが多くなってくるといような事情があります。その中で、その事業系のごみ、事業者が出すごみというのが大半が産業廃棄物として事業者が全て処理費用を負担して産業廃棄物の業者に委託する部分と、それ以外の例えば紙であるとか、生ごみであるとか、そういったものを一般廃棄物として市の清掃センターに持ってくる、それを全体合わせて、それを事業者が負担していくことになるわけなんですけれども、その中で、市民の皆さんが家庭生活の中でごみ袋という形で手数料を負担していただいて処理している部分、それと事業者が先ほどの事業所から出るごみの一部について清掃センターのほうに持ち込んできて処理をする部分、その入ってくる収入に対して、その支出というものが、今、最初の答弁では、単純に処理してある支出全てを単純に持込みごみ量で割った数字で5万円強という数字を出しておりますけれども、じゃあその中で事業者負担していただくべきものがどういった具合なのか、市民の皆さんに負担していただく部分のものがどれぐらいなのか、そういった部分のコストの分析というのがなかなかちょっと難しいところである。

それについて、先ほど申し上げた一般廃棄物会計基準というのが近年、いろいろな自治体で採用されて、これであれば事業系ごみであるとか、生活系のごみであるとか、それに対して収集運搬、あるいは中間処理、最終処分といった細かい形で、同じような計算方法で比較をすることができるようになってきていると。試みに下田市の出した数値と、ホームページ上で拾える自治体で公表しているところも今ありますので、そういったものをちょっと比較をしてみたんですけれども、なかなかちょっと金額的に下田よりも多いところもあれば少ない

ところもある。そういったものを比較する上で、やっぱり類似の団体で比較すると比較しやすいんですけども、今のところちょっと公表している自治体というのが大都市のものが多くて、単純にちょっと比較して、これが高いのか安いのかというようなことはちょっとできないような状況です。

ですので、いずれにせよ、そのコスト分析というのをまずした上で、先ほど議員より御提案のありました、その事業系ごみと生活ごみを、例えば袋を分けるであるとか、料金を分けるであるとか、そういったことの検討をしていきたいというふうに考えております。今現在、清掃センターに持ち込まれる際に確認というのはしてるんです。これは事業のごみですか、家庭のごみですかというような確認は、持ってきてるごみをぱっと見て、そこの受付の職員も見てるし、現場でごみを受け取る職員も、これはどういうごみですかというのを確認して、対応しております。ですから、ごみをそういった形で分けて対応するというのも、今後考えていけるようなことはあるかと思しますので、コスト分析を進めて、まずは、まいりたいと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 詳しくありがとうございます。持込み手数料、あるいは収集手数料、これの在り方をしっかりと今、分析をしているということですので、見直して、特に事業系ごみについては処理原価相当に近づけると環境省も言っているわけですから、それに近づくように、そうすることで生活ごみとの不公平もなくして、同時にしっかりと財源の確保に努めるべきと要望させていただきます。

次に、夏期対の受益者とは誰かという部分です。この夏期対の受益者は誰かという部分について答弁はあまりございませんでしたけれども、つまりは海水浴場の目の前で商売するホテルや旅館、民宿、小売店、飲食店、こういったものは直接的な受益者であると考えます。さらに、まちの飲食店や小売店、漁業者やガソリンスタンドや公共交通機関などなど、こういったものは間接的な受益者であると考えられると思います。

直接的な受益者について考えてみたいと思います。例えば、白浜大浜海水浴場、この原田支部については、区に加入する世帯が経営する民宿やペンション、各種売店や駐車場、こういったものからは、区は受益者負担金としてお願いして、3,000円から約1万円くらいの受益者負担金をいただいております。しかし、営業形態が例えば同じ民宿であっても、3,000円だったり、1万円だったり、1万5,000円であったり、あるいは同じペンションであって

も同様で、その金額はまちまちであって、あくまで任意と。集金についても任意です。さらには、そのほかには区として集金できないホテルやコンビニ等の企業、こういった事業者には協力金という名目で、やはり任意の金額をいただいております。しかし、直接的な受益者であっても、受益者負担金も協力金もいただいていない事業者がたくさん存在しております。これは区に加入していない世帯が個人事業主となっているようなペンションや民宿がこれに当たりますし、夏だけ営業する売店などは、今年などは新体制の夏期対でお願いして回ったりもしましたが、断られればそれまでで、金額もやはり3,000円だったり、1万円だったり、5万円だったり、いろいろです。これを不公平と言わずして何と言ったらいいのでしょうか。他の支部のことは申し訳ありません、知りませんが、市としてはこの普遍的で持続可能な海水浴場の運営の在り方をまさに模索するときに来ているときです。

市が事業者には受益者負担金を公平な形で課すには、海水浴場を公の施設と認定することが早道であるのかなと思いますが、この議論は非常に難しいのだと思います。でも仮に公の施設とするなれば、評価調書の対象となり、効率的な施設運営のための具体策の検討や、より多くの市民と来遊客に利用してもらうための施策も具体的目標とできるのではないのでしょうか。さらには評価対象とすることで、受益と負担の関連について明確化し、適正化と公平性について市民に説明し、お願いもできることになるのではないのでしょうか。しかし、公の施設でないとするならば、それならば市の海水浴場に関する条例の中で、適正な受益者負担について明記すべき改正が行われるべきではないかと考えます。

ここで再質問いたします。市が主導する形でこのぐらいのことをやらないと、このぐらいのことというのは、適正な受益者負担金をしっかり市から発信していくんだということをやらないと、これは地元と幾ら話し合っても将来の方法も結論も出ないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 市が主導して受益者負担をとというような御質問でございますけれども、そういったことも含めまして、今、今年原田区からの申出というのは、本当に一石を投じた問題だというふうに感じておりまして、ほかの地区におきましても、そういった声が聞かれておりますので、例えば市全体で一律の対応をするのがいいのかなのかといったことの是非も含めまして、それぞれの地区へ入って、まずは声を聞き、今後の方向性を模索していきたいというふうにならざるを得ないかと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 年が明ければすぐに春が来て、すぐに夏が参りますので、早急に真剣に取り組んで、そして将来の在り方について考えていただきたいと思います。本当にそうでないと、この夏期対の事業費というのは捻出できなくなると思われますので、新体制、新しい体制の構築というものを急いでいただきたいと思います。

次に、下水道事業における受益者負担という部分について参ります。

全国的に比較してもやはり下田市は低いということでしたが、接続しない理由は様々あるとは思いますが。地形であったり、空き家であったり、相続の問題が残っていたり、それは他の市町をやはり調べても同様ですが、一番の理由は経済的理由でした。先ほど上下水道課長からも説明ありましたが、市では下田市公共下水道普及促進のための特例に関する要綱の中で、特にこの令和3年から5年においては手厚い助成金を交付するというようになっておりますし、それも功を奏しているということですので、今後もしっかり周知し、接続につなげていただきたいと思います。

しかし、大前提として、やはり助成金が出るからつなぐんだということではないのかなと。なぜ下水道があって、なぜ接続することが必要なのかということをしかりと周知することが、これが大事なのだと、肝要なのだと思えます。さらに言えば、接続するメリットというものになるんだと思えます。それは個人的なメリットであったり、地球環境的なメリットであったり、いろいろかと思えますが、してもしなくても同じだったら、接続する人はいないのではないのでしょうか。では、金銭的にはどうなのでしょう。例えば浄化槽の管理費については、業者に払う抜取りの清掃費や点検代の負担というものがございしますが、仮にこれとは別に汚泥処理費がかかるとしたらどうなのでしょう。受益者負担の適正化や公平性の確保という意味では、浄化槽の管理費が接続した場合の下水道費よりも圧倒的に安価であれば、接続したら損ということにもなり、それでは接続した者としなかった者の間に不公平が生じるという考え方はできないのでしょうか。

ここで再質問させていただきます。下水道と浄化槽し尿処理、この下田市の2つの行政サービスにおいて、その公平性について議論や試算はしたことがございますか。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） まず、維持管理費の比較のほう、してございます。これが合併浄化槽と公共下水道に接続した場合の比較でございますけれども、いろいろ浄化槽の人槽とか、いろいろございますけれども、一例でございますが、合併浄化槽5人槽、それと公共

下水道で最近、核家族化が進みまして3人家族というもので比較してございます。合併浄化槽の1年間にかかる費用といたしますと、保守点検料や消毒剤、それから浄化槽の防虫剤、それからあと汚泥の引き抜き料、全て含みますと、年間、これ市内の業者さんから見積りを取って調べたところ、2万3,775円でございます。これに消費税を入れますと、合計が2万6,152円となります。また、浄化槽のほうですけれども、11条検査というのがございまして、これ、静岡県の生活科学検査センターのほうで調べましたところ、年1回、これが6,000円かかります。あと電気代、プロアなんかを回す電気代です。こちらが7,474円かかってございます。また、プロアも交換しなければならないという、10年とか、5年とかございますけれども、そういうプロアの交換費用、そういうのを含めまして、合計で合併浄化槽、5人槽で4万9,862円、大体かかるような試算を行っております。

それに対しまして、下水道の使用料でございますけれども、基本使用料とそれからあと超過使用料を含めまして、大体1年間で3万9,336円という試算でございます。1か月の平均範囲以上の汚水量、これ26立米と想定して計算してございます。

ですので、一例でございますけれども、合併浄化槽、5人槽と公共下水道、3人家族ということで比較しますと、下水道の使用料のほう若干安くなるような試算でございます。ただ、これはあくまで維持管理費でございます。最初の初期投資のほうはやはり少しお金がかかりますので、先ほど議員御指摘のとおり、経済的理由というのはなかなか接続するときの最初の経費がかかりますので、難しいところではございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ありがとうございます。5人槽、3人家族であれば浄化槽のほうはやや維持費はかかると、そういう試算が出ているのであれば、そういうこともしっかり周知し、長期的には下水道のほうがお得ですよと、プラス助成金もいただけますよということで、しっかり周知して接続率の向上につなげて、財政の健全化に努めていただきたいと思うところですので、要望させていただきます。

次に、教育環境の充実と若い世代の住みたいまちづくりについてに移ってまいります。

まず、なぜ教育環境について訴えるのかという部分ですが、ここにNTTデータ経営研究所の調査結果で、都市地域に暮らす子育て家族の生活環境・移住意向調査というのがございます。2016年の調査でございますが、それによりますと、地方への移住・転職を考えるきっかけとして、子育てのため、これが29.7%です。それに次いで、スローライフなど、自分ら

しい生き方のため、これが26.4%となっています。そして、では移住先として魅力のあるものという部分については、第1位が保育・教育、さらには自然環境を生かした保育・教育、これが、これを選択した人は59.4%です。この項目を1位から3位の間に挙げた人の比率で言えば、何と87.2%がこの保育・教育、この部分を移住先の魅力として挙げております。さらに、移住することによって出産意向が増加するという調査結果が出ております。もし地方に移住できたならば、約1割の人がもう一人、子どもが欲しいと申しております。

さらに前出のNPO法人ふるさと回帰支援センターの移住相談者への2021年のアンケートで、首都圏からの移住希望地ランキング、これが2021年、静岡県は1位になりました、皆様も御存じかと思えます。しかし、2016年、このN T Tの調査は2016年でしたが、このときは山梨、長野に続いて、静岡県は3位でございました。かつては、このコロナ前は移住というのは単なる移住であって、例えば仕事についても現地で見つけてどうにかしましようというところであったのが、このコロナ禍によってテレワークが普及することによりまして、現在の仕事を続けながらも移住ができるのだということになりました。そうなりますと、首都圏に近いほうがいいと。たまには出社もしなければということで、首都圏にやはり近い、交通の便もいいところがいい。そして、なおかつ自然豊かで子育てと自身のスローライフの実現ということになったわけです。それで静岡県がトップになったのだと私は分析しました。そういう意味では東京へ電車もつながってますし、この静岡県においても下田市というのは最強の条件が整っているのではないかなと思うところです。

次に、なぜ教育環境について訴えるのかという部分の2つ目です。地域の子もたちの郷土への誇りを育み、住み続けてもらうこと、そのために何をすべきかというところです。令和元年の県地域局の賀茂地域住民向けのアンケートは皆様も御存じかと思えます、記憶に新しいことだと思います。それによれば、小中高の最高学年、6年生、3年生、3年生にアンケートしたところ、15年後にこの賀茂地域に住んでいたいかと、この問いに対して、何と72%がノーと答えたんです、衝撃的な数字でございます。もちろん、そのようなアンケートも踏まえてのことだと思われれます。本年度策定の下田市教育大綱では、メインテーマに「下田に誇りをもち、未来を切り拓く志をもった人」、さらに「下田に誇りをもつ」とはどういうことか。それは下田を愛し、下田を大切にする気持ちを持つこと、下田をよりよい場所にするために自分自身が関わることとあります。現場の先生方は精いっぱいやってくれてると思います。学力向上はもちろんのこと、地域の自然や歴史などの特性を生かしながら、地域学習、体験学習、ソフト面でも様々工夫し、子どもたちは生き生きと育っていると思います。

G I G Aスクールについても、不慣れな中で懸命に努力してくれていると感謝しております。

しかし、教育委員会はそれに対して、しっかりと報いる環境整備ができてきているのかという問題です。第5次総合計画もあり、下田市公共施設等総合管理計画もあり、第10次教育環境整備5か年計画もありますし、計画は様々あります。まして中学校統合再編事業で確かにお金はかかりましたが、それはそれで別の問題だと思います。なぜもっと前から計画的に修繕されていないのか。どの計画書を見ても、校舎の例えば雨漏りについての修繕計画はどこにも載っておりません、この5年、トイレの改修しかやっておりません。トイレの改修だって、言わせていただければ、自宅のトイレは40年も50年も前から洋式化してると思いますが、なぜ今さらやってるのでしょうか。そもそも子どもだからと軽く見てるのではないのでしょうか。小学生でもたった10年で立派な若者になり、それは地元の子であっても、移住者の子であっても同じです。自分もここで子育てしたい、この学校に通わせたいと思うのが一番の郷土への誇りと思いますが、前出のアンケートのとおり、小中高、最高学年の72%が下田を出たつきり帰りたくないと答えておるのです。いろいろ要因はあると思いますが、こう考える子どももいるのではないのでしょうか、校舎を直すお金もないまちに住み続けても明るい未来はないなど。あるいは、このまちの大人は校舎の雨漏り1つ直してくれないんだなど。

もう一度、お尋ねいたします。雨漏りするような老朽化した校舎で住み続けたいまちとしての郷土への誇りは育つのでしょうか。教育長、市長、お願いします。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

2番（中村 敦君） はい、結構です。

議長（滝内久生君） それでは、11時20分まで休憩します。

午前11時 5分休憩

午前11時20分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、まず学校の修繕の計画という部分の御質問についてお答えをさせていただきます。

大規模な改修につきましては、中村議員御指摘のとおり、第10次の教育環境整備計画のほうに掲載をさせていただいています。これまでに屋内運動場の改修であったり、グラウンドの改修等をそちらに掲載をさせていただいているところです。また、トイレの整備ですが、そちらのほうに掲載をさせていただいているところでございます。小規模な修繕につきましては、各年度、この修繕費におきまして対応をさせていただいております。その部分につきましては、学校でのヒアリング、それから各設備の点検、そういったものを基に計画を立て、実施をしているところでございます。

それから、その中でトイレ以外の修繕が進んでいないのではないかと御指摘でございますが、防水修繕等につきましても各年度、学校から上がってきた要望に対して、平均的に1,400万円から1,600万円ぐらい、最近ですと修繕費の予算づけを行い、対応させていただいております。今年度につきましても白浜小学校の防水修繕等を実施させていただいているところでございます。

今後とも学校の点検等をする中で、優先順位をつけて児童生徒の授業等に支障がないような形で実施できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 私のほうからは、教育の環境の中の、特に先ほどお話をさせていただいたグローバルシティの中にもグローバル教育ということを取り入れながら、推進を今後しておるという中で、これも御存じだと思いますが、グローバルのローカルというのは、地域に誇りを持つと、教育大綱の中にも掲げてあります誇りを持つ体験学習をしようということで、市のほうからも補助を出しながら、子どもたちに下田のすばらしい自然、歴史、こういうものを学んでいただいて誇りを持つということで今、進めております。また、国際教育という中では、小中、そして高校を含めた一貫の中でこの教育の魅力化を図っていくということで、その中でもグローバル、世界に羽ばたく国際人の育成ということで、両面から子どもたちの心、あるいは考え方を育てていくということで現在、進めておるところでございます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 答弁漏れありますか。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） グローカル、そして国際化ということで非常に大事だと思います。国

際感覚が身につくというところは、私もかねてから訴えるところでありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

しかし、繰り返しますが、子どもの気持ち、子どもの目線に立って考えていただくことも大事ではないでしょうか。私が申し上げたのは、雨漏りするような校舎で住み続けたいまちとしての郷土の誇りは育ちますかと聞きました。もう答弁はいいですが、親はぼろを着てでも、子どもには不自由させまいと、私たちはそうやって育てられてきたんじゃないでしょうか。そういうことをいま一度考えて、しっかりと子どもの目線で修繕など、計画的にやっていただきたい。緊急性があるから、危険性があるから初めてやるのではなくて、逆に毎年度の予算で、何千万円なら何千万円、その中で今年はこれ、来年はこれという計画をしっかりとやっていただきたいなと思うところです。

話を元に戻しますが、時代が変化しているにもかかわらず、不公平な税の使い方では、本来行わなければならない多くの事業が犠牲になってはいないかということです。最大の課題は人口減、少子化です。その対策が下田市では関係交流人口の増だと言っておりますが、高度成長時代のように来遊客が訪れるのであればともかく、そのようなことはないでしょう。では、交流人口が10万人、20万人増えたからといって、果たして若者の意識を変えることはできるのでしょうか。伊豆縦貫道開通が現実化してきておりますが、開通すれば、さらなる変化が生じると思われ、そのメリットばかり語られますが、デメリットもあると思われ。下田の経済圏が沼津近郊となれば、利便性がよくなる反面、失うものもあるでしょう。例えば高度成長期には道も悪く、天城山系が大きな壁であったからこそ、賀茂地域は暮らしも経済も物流も賀茂地域だけで完結する必要があり、下田市はその中心都市として栄えたのでしょ。総合庁舎や東電、NTT、法務局に税務署などなどがその象徴であり、近隣のまちからの買物客で旧町内商店街は大いににぎわいました。しかし、交通の便がよくなり、通信が進化したことにより、それら職場が失われ、人口減少が急速に進み、経済が縮小したのではないのでしょうか。縦貫道の開通は、これをまた再現することになるのではないのでしょうか。

ではどうしたらいいのか。当然に都市部にはない魅力を磨き上げることではないでしょうか。さきにNTTデータ経営研究所の調査結果にもありましたとおり、若者の移住先の魅力としての第1位が、自然環境を生かした保育、教育、これが59.4%であり、さらに土地の安さも魅力の1つとなれば、教育と医療の充実を図れば、若者の住みたい、住みよいまちになれるのではないのでしょうか。そして、そのためには財源が必要であり、将来にわたって持続可能な財政体制の改革が必要であり、その結果を次世代に残してあげることが最も肝要と考

えます。間違っても畳み行く会社のような消極的で貧弱な財政体質を残してはなりません。そして小さいまちであっても、子どもの笑い声が絶えず、若者が生き生きと暮らすまちであれば、その将来性において民間の投資は生まれ、ますますの発展の好循環を生むのではないのでしょうか。

ふるさと納税の拡大も求められるところではありますが、これはいわば水ものであり、行政本来の受益者負担の原則をもって財政基盤の再構築を図りたいところです。

明政会はこれらをしかと要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（滝内久生君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。